

# 人間の尊厳についての自然法論的考察

——ノイマン論文をめぐって——

山田 秀

## 目次

### 前書き

- 一 ノイマン論文の基本的性格
- 二 簡単な考察ないし疑問提示
- 三 体外受精と人間の尊厳
- 四 人間の尊厳の存在と認識についての小考察  
結びに代えて

### 前書き

人間の尊厳原理を巡る問題に關説する本稿は、三部に分かたれる。即ち、先ず第一部でウルフリット・ノイマン教授の報告論文の主要内容を、その基本前提に即して確定することを試みる。第二部においては、報告論文についての批判的所見ないし問題提起を行う。そして人間の尊厳原理についての若干の考察を伝統的自然法論の観点から施すことよって本稿を纏めたい。何れの部も概略風のものである。但し、第三部は自説の展開でもあるので、これを更に二部に

分かつて論じることしよう。従って、形式上本稿は四部に分かたれる。

### 一 ノイマン論文の基本的性格

- (1) その基本的前提は、いわゆる「存在—当為」の二元論（ないし「事実—価値」の二元論）である。
- (2) 「人間の尊厳」原理は、ノイマン教授の報告論文によると（第一章）、その実効性においてではなく、「規範的プログラム」として考察される、と前置きで宣言されている。当然ながら、これは(1)と密接に関連している。
- (3) ノイマン論文は「人間の尊厳」という原理を、集合主義的解釈と生物学主義的解釈に即して検討する（第三章第二節、及び同章第三節）。そして、二元論を採用するノイマン教授の立場はここにおいて明瞭に見られる。
- (4) ノイマン教授の見解によると（同章第四節）、禁じられる

のは人間を道具化することである。カントを引き合いに出して教授は、生物学主義的見解とは対照的に、行為の社会的意義が決定的な基準になる、と言う。

さすが刑法学者である。例えば、我が国の刑法学の行為論「刑法総論の教科書ないし体系書の初めのほうで多少とも論じられる」では、必ず、自然主義的（生物学主義的、ないし、心理学主義的）行為論、存在論的行為論（それも何故か、Hans Welzelの目的的行為論）、そして団藤重光博士やArthur Kaufmannの人格的行為論、それに、いわゆる社会的行為論が論じられる。現在の学説状況の正確な把握は不可能であるにしても、目的的行為論を説く者は極僅かに止まり、しかも、これが決まって槍玉に上がることからか、存在論的行為論は正面切つて論じられることなどないようである。人格的行為論は、人の内面に公権力の作用に関わる刑法理論において土足で踏み込むことは論外とされるようである。こうして、我が国の刑法学界では何とはなしの社会的行為論が多数を占めているように見える。以上は、あくまでも部外者の観測であるに過ぎない。

(5) そして、締め括りに、人間像保護の問題と「人間の尊厳」の侵害可能性について言及されている。

## 二 簡単な考察ないし疑問提示

(1) 存在—当為（ないし事実—価値）の二元論は、とりわけ実質的な価値判断が要請される場面において、果たして自明の前提で

あり得るのか？

(2) ノイマン教授は、「人間の尊厳」原理が「規範的プログラム」として作動するものと考えると主張されるが、そうであれば尚更のこと、この原理が人間の行為や社会諸制度を規制することが可能であるための堅固な基礎は、単純な二元論ではとても保持されないように私には思われるのであるが、どうだろう。

(3) 集合主義的に対しては「個人主義的」を支持されるという教授の主張は、原則的に同意できる。又、生物学主義的に対しては「社会的」解らないし態度を採用されるというスタンスも私自身共有可能である。いかにもこれだけを選択可能性として考えるならば、もつとも至極、と言えそうであるが、これ自体、ひょつとして先入観に囚われてはいないか？

(4) 「人間の尊厳」でいったい何を我々は理解すべきなのだろうか。人間の尊厳、それは存在するのだろうか。二元論を単に信奉するだけでは、恐らく人間の尊厳は、それ自体存在しないことであろう。何となれば、人間の尊厳なるものは、当為要求の表明ではあり得ても、そして正にそうであるが故に、決して存在命題や事実認識からは導出されえないからである。この問題、即ち、人間の尊厳原理を問うていく場合に、カントを引証して、人間を（他者を）単に手段として利用してはいけませんというが、果たしてこれだけでカント自身は、もし今生きていたとして同意してくれるのだろうか。

(5) 「人間像保護」ならびに人間の尊厳の不可侵性に連関して、ノイマン教授の主張立論は方法論的誤謬を犯しているように私には

見える。人間の尊厳が侵害されていることについて全員が一致している場合には、そしてその場合にのみ、「人間尊厳」原理が援用されるのだと教授は言う。しかし、これは二重の意味で馬鹿げてはいないだろうか。即ち、①皆がそうした行為や事態は耐えがたいというのであれば、わざわざ「人間の尊厳」原理を持ち出す必要がないのではないか。②皆がそう思う、確信する、という事実から、規範的要請である筈の「人間の尊厳」原理という要求は、少なくともノイマン教授の拠つて立つ基本的二元論からは生じないであろうし、正当化もなし得ないように思われる。——尤も、私個人としては、これは重要な問題を炙り出している、と思う。即ち、人間の本性的な自己了解がある程度の客観的「価値」判断すらをも左右するという意味において。

そこで、次に、体外受精と人間の尊厳に関わる問題を取り上げて、これについて私見を披露して、教授及び一般の御示教を乞うこととしたい。

### 三 体外受精と人間の尊厳

ノイマン教授は、その報告論文において、人間の尊厳という原理はカントの意味に解されるべきである、と提言される。それによつて当該原理をインフレ的に、詰り、安易無節操に振り回すことが避けられる、という考慮が払われるのである。このカント提唱の原理は次のように定式化されている。*„der Mensch soll ... von keinem*

*Menschen ... bloss als Mittel, sondern ... jederzeit zugleich als Zweck gebraucht werden.*” 詰り、「人間は他のどの人間からも単に手段として扱われるべきではないのであつて、常に同時に目的として扱われるべきである」と。そこで、私は、具体的な問題を取り上げて、ノイマン教授が支持されるカント流の解釈を施すならばどのように考えなければならないのか、それを試みてみよう。

医療技術の発達で不妊に悩む夫婦に吉報がもたらされた。人工授精でありいわゆる試験管ベビーなどと呼ばれる体外受精である。ここではズバリ体外受精の問題について、その場合も、私の目に特別重要であると映っている或る観点に絞つて語ることにしたい。従つて、技術的な問題、安全性とか成功率とかは論じない（これに就いては、秋葉悦子訳著『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理—ヒト胚の尊厳をめぐつて—』知泉書館、二〇〇五年、特に第十一章「A・セラ論文」を参照されたい。尚、妊娠中絶に関する私見は別稿「妊娠中絶についての自然法論的考察」『法理論24』成文堂、においてかなり詳細に述べておいた。）。

この問題を考察する上で非常に参考になる論文がある。マルティン・ロンハイマーの「自然による倫理規範の根拠づけについて」(Martin Rhonheimer, Zur Begründung sittlicher Normen aus der Natur, in: *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*, herausgegeben von J. Bonelli, 1992, S. 49-94.) はかなり緻密な論理を展開しているが、ここでは本稿に引き寄せて、二点に絞つて紹介しよう。それは私見と重なるものでもある。

人は、子供をもちたいと願う。それを可能にする技術が開発され

た。何故利用してはいけないのか。じつさい既にその技術の恩恵をこうむっている両親、そしてそのもとで誕生し仕合せに暮らしている子供がいるのではないのか。何故いけないのだろうか。これについてロンハイマーは、願望実現としての子供という視点を導入して、そこに含まれている体外受精という技術によって生れた「人間的生命の条件付きでしかない承認」が非人道性を内包している、と考える (Rhoneimer, Zur Begründung stiftlicher Normen aus der Natur, S. 76)。彼は、この問題を考究するために、「意欲する」Wollen 行為を「願望する」Wünschen と「意図する」Intendieren とに区別する (Rhoneimer, Zur Begründung, S. 77)。

願望するということは意欲することの一種で、我々自身自らの行為によつては「為し」得ないものごと(何となれば、それは我々の「力」の及ばないものであるから)、従つて本来我々の行為の対象ではないものに関わっている。……これに対して意図する、ということ、我々がなるほど直接には為し得ないが、具体的行為の次元にまでその意図を下降させるための手段を探したならば達成できるものに関わっている意欲である。

じつさい不治の病気の人であっても、そして、自ら健康になる可能性も手段もないと確信していたとしても、健康でありたいと願望するであろう。

この願望に対して、意図はどのようなものであろうか。病気の人

は、適切な具体的行為(医者を呼ぶ、手術を受ける、薬を服用する等)を選択するが、それは健康になろうという意図ないし目的でなされる。意図は、従つて、「実践的」であり、具体的行為に帰着する。しかし、願望は単なる意欲の次元にとどまつている。だから、不治の病を宣告された患者が突然健康になつた場合、これを偶然、幸運、天の贈りものと看做すであろうが、自己の行為、即ち、ある目標を達成するための手段という性質をもつた行為の結果とは看做さないであろう。これを通常の夫婦間の性行為「以下、夫婦行為で通す。」と体外受精(ガラス管内受精、試験管内受精)並びにそれに続く一連の行為「以下、体外受精行為と略す。」とが「子供」との関係でいかなる意味構造を有するか、先ずこれにつき最小限を語ろう。

子供を得たいという願望をもつて夫婦行為を実行する夫婦に即して考えてみるとどうなるか。二人は、その行為が確実には生殖の結果をもたらさない場合であつてもこれを更に実行するであろう。本質について纏めるならば、「人格的行為としての夫婦行為の内的意味付与は「性的」結合と生殖という単なる自然的連関を超越する。」(Rhoneimer, a. O., S. 79)と言わねばならない。体外受精行為については事情が全く異なる。それは、本質的に、そして唯一実現すべき目的、即ち、「子供の獲得」に向けられている。従つて、体外受精行為によつて獲得される子供、いわゆる試験管ベビーは「その両親の願望の産物であるだけでなく、何が何でもこの願望の実現を押し通そうとする意志の産物である」(a. a. O., S. 77-78)。

体外受精による子供願望も夫婦行為による子供願望も、その願望

それ自体に即してこれを見るならば、ともに同等に承認することができよう。しかし、問題はその先にある。「子供をもちたいという正当な願望」を実現するために採用される体外受精行為は、子供作り、より適切には、子供の「生産」という意図実現行為であり、子供獲得は願望実現の機能である。夫婦行為としての自然な生殖行為の場合には、子供はなるほどこの行為から生れるのであるが、その行為はその人格的な構造からみると、「子供作りための行為ないし手段ではなく、愛の行為、即ち、愛し合う二人が心身一体的な全体性において相互に与え合体する行為である。そこから人間の生命が成立するのである」(a. a. O., S. 80)。以上から、子供をつくる意図だけで夫婦行為が行われるのであればあるほど、それだけ一層自然の生殖行為はそれ故又願望される子供自身も、子供願望の実現という点で機能化され、それだけ一層体外受精行為に類似してくる、ということが了解されるであろう (a. a. O., S. 80-81)。もう一度繰り返しておく、体外受精行為に内在する意図は、「子供への願望実現のための人間の生殖ないし生産の道具化」を成しているのであつて、そこで実現を見る新しい生命の誕生は、行為 *actus* の結果ではなく、作製ないし製造 *poiesis* の対象にされてしまつている。詰り、ここには倒錯した意志が見られる。

子供の立場から事態を眺めてみよう。いわゆる試験管ベビーは、その両親に関して「私は、あなた方が私を意欲したから、そしてその理由でのみ、存在する」と言うことができるであろう。じつさい、この子供の存在は両親の意志に依存しており、この意志の機能であ

る。自然な仕方では生れた子供は、しかし、「私が存在するのは、あなた方が私を欲したからである」とは決して言うことができない。というのは、この子供の存在を製造するという原因となる意欲は存在しなかつたからである。せいぜい存在したのは、子供への願望であつた (a. a. O., S. 83)。

以下、多少長くなるが引用しておきたい (a. a. O., S. 85)。

「自然に即した生殖」は、従つて、新しい生命の「贈与性格」を、「願望」の対概念は「贈与」である、そして又、人間の生命がその事実性において願望されているということによつて正当化される必要などないという事実を（必要とするのは、この生命が原因としてはたらく意欲及びこれによつて規定された行為の産物である場合に正に当てはまることである）承認する。反対は正義の基礎的原理、いわゆる「黄金律」（凡ての人に爲られんと思ふことは、人にも亦その如くせよ。）に、従つて、行為する者自身の同一性に反する。何故なら、人は誰でも他者から承認されることを欲するものであるが、それはその存在が他者の願望や行為に一致するからではなく（況や、「あなたが存在するのは私がそれを欲したからであり、ただ私がそれを欲したからである」を意味するからではない）、この承認をただ自分が存在するということに基づいて要求するからである。子供の存在の発生を、この存在を自分が願望したが故に、「よい」と看做す者は（これは体外受精の内的行為論に対応する、何故ならここでの願望は原因となる意欲に濃縮

しているから)、そうすることでそもそも人間にとつて生きることが何故よいか、他者の存在を無条件に承認することが何故よいかについての洞察を掘り崩しているのである。

さて、体外受精に関連する問題は多岐にわたっており、それらでここで吟味することは勿論できない。そこで、養子縁組の問題に触れて、この節を締め括ることにしたい。

ロンハイマーによると (a. a. O., S. 88)、養子はいわば二回目の承認を経験することになる。即ち、彼の存在とその承認は養子縁組という行為に依存しているのではなく、養子縁組によっていわばもう一度、この個人的存在として承認「追認」されるのである。次の事実は否定できないであろう。即ち、人は誰でも、存在するから他の人によって常に望まれ愛されたいと欲するものである、ということ。そして、これはすべての正義概念原理の根底に横たわっている平等の根本原則である。

今初めて我々は、なぜ性行為による人間的生命の「発生」が「自然」であり、なぜ子供は「やって来る」のでなければならず「作られ」てはならないかを認識する。ここで問題となるのは「人工性」Künstlichkeitではなく、そこに不可避的に内在する意図性である。或いは、問題は、他者の生命価値の単に条件的な承認という表現であり、従つて人間による他者の生命支配による不平等の表現である限りにおける、その人工性にある (a. a. O., S. 90)。

無条件的な他者の生命価値の承認、これは当然のことであるが、人間の尊厳と深く関わっている (Günther Polmer, *Achtung der Würde und Schutz von Interessen*, S. 3-32, bes. 22-32)。次節で、人間の尊厳という現実について多少の考察を試みる。依拠するのは、伝統的自然法論者ヨハネス・メスナーである。

#### 四 人間の尊厳の存在と認識についての小考察

ノイマン教授は、人間の尊厳をカント哲学に関わらしめて語られた。我が国の多くの学者も同様であろう。教授がプロテスタントで同じプロテスタントのカント学説を引証するのは十分理解できることである。しかし、我が国の学者の場合は何もカント哲学に依拠する義理立ては少なくともない筈である。実は、カントよりも五百年も前に、カントの有名な定式に匹敵する文言をトマス・アクイナスは残している。トマスは勿論キリスト教がカトリックとプロテスタントに割れる以前の人であるが、その代表作『神学大全』のある箇所 (S. T., 2. II., art. 64, 2) で、人間の尊厳について「本性から自由であり自己自身のために実存している」ことと概念規定を与えている。自然法論の観点からこの箇所が興味深い理由は、神学的ないし宗教的な背景の下で「神の似像」として人間の尊厳を説くのではなく、哲学的な光の下でこれを説いていると理解できるからである。

伝統的自然法論者であるヨハネス・メスナーは、人間の尊厳の存在と認識（或いは承認）について「人間の直接的経験」に尋ねる

べきことを説いている。すると、直ちに三つの経験事実が見られる。☞ (Johannes Messner, *Menschenwürde und Menschenrecht*, Wien 2004, S. 249-250)。先ず、人間の自己実現は不可避の本能の作用によるのではないということ、それは自らの責任にかかわる事柄であり、従って自由の問題であるということが知られる。次に、責任意識は行為の決定にとつて基準となる諸前提並びに期待される諸結果の認識を要求する。従って、自己の義務を果たすべき具体的状況の知識を獲得すべく人は努めなければならない。更に、人間の責任意識と共に直接的経験として「形而上学的不安」*die metaphysische Unruhe* が知られる。形而上学的不安とは、「現存在の起源、意味、目的についての人間の問いと結びついた内面的な不安」であつて、他のいかなる動物にも見られない人間だけに特有のものである (Johannes Messner, *Kulturrecht mit Grundlegung durch Prinzipienethik und Persönlichkeitsethik*, Innsbruck-Wien-München 1954, S. 279-280)。

形而上学的不安、換言すれば、存在喪失を克服する道は如何なるものであろうか。これに就いてメスナーは次の如く語っている (*Menschenwürde und Menschenrecht*, S. 251)。

人間がその最善の存在をいくらかでも経験しようと欲するとするならば、それは常に、他者に対して同胞の愛を以て尽くすことにおいて経験される。それは他者に対する尊敬を彼自身に知らしめ、同時に自分自身に対する尊敬をも知らしめる。それ故、隣人愛の律法に人間尊厳の理念の概要が同時に与えられているのである

る。この律法は自然的法則でもありキリスト教的法則でもある。キリストは同じことを黄金律という形でも語られた。「さらば凡ての人に爲られんと思ふことは、人にも亦その如くせよ。これは律法なり、預言者なり。」(マタイ七、二)

隣人愛と黄金律という二つの法則が大本になつて、人間一人一人に彼が為すべき事柄の具体的認識を可能にするのである。この大本となる尺度は、人間の自己知並びに秩序づけられた自己愛にかかわる。そして、自己愛が秩序づけられるのは、「自己愛がすべての同胞の精神的身体的根本要求の平等と万人の根本義務の平等とを自分の行動の義務的指針と看做し承認する」ときである (J. Messner, a. a. O., S. 251)。

黄金律は、西洋でも東洋でも太古から同様に説かれている。消極形ばかりでなく積極形の黄金律も『論語』に見られるが(雍也第六に「夫れ仁者は己立たんと欲して人を立て、己達せんと欲して人を達す。能く近く譬へを取る。仁の方と謂ふべきのみ。」、多くの場合これは見過ごされているようである。何れにせよ、伝統的自然法論の観点から人間の尊厳を見るならば、それは「理性賦与によつて、即ち、倫理的義務を遂行するために課せられている責任と万人の平等な基本的自由の枠内における自己目的としての彼の地位によつて人間が特別の地位に置かれているということ」に外ならない。

ここでは存在論的考察をメスナーの記述に依拠して極く簡単に紹介しておきたい。それは人間の直接的経験に与えられている人間

本性の作用様態から考察する方法である。この考察方法に二様があり、第一の道は、人間の家族が出現して以来今日まで辿られてきている道である。

人間は、動物と違って、はるかに長期間、保護と配慮を与えてくれる家族という世界に依存している。動物の場合と違って、人間の子供はその天賦の理性と身体的能力が十分発達するまでは、自立し何とか自活することさえ出来ない。家族生活を送ることを通じて、人間は誰しも家族成員間の相互好意や相互尊重、各人の自由領域を顧慮する必要性とか共同体全体の福祉とその第一の要請として平和樹立の配慮が必要なこと、こうした事柄を具体的に経験して学んでいく。しかし、この間人間が学ぶのはこれに限られない。「全員にとつて拘束力のある行為範型が、これを遵守する場合にのみ各人の自己実現が可能になるが故に、家族共同体において妥当する」ということをも学ぶのである。ここにおいて、共同体秩序に固有な諸原理、即ち、誠実、信義、正義、約束遵守、服従など、そうした諸原理が相互に関連したものととして体験されつつ学ばれる。

各人が自己実現に必要とするものが何であるかは、身体的・精神的必要がこれを告知する。……それに適合した行為様態は、自己実現のために各人が払う努力において人間の存在素質の作用様態からもたらされる。その基準となる諸価値は、従つて、先入観的な人間本性概念にも哲学的反省にも基づくものでなく、家族共同体において与えられた人間本性の作用様態に基づくのである。経

験と人間の存在素質に基礎付けられるのであるから、この根拠付けは帰納的・存在論的なものである (a. a. O., S. 253)。

第二の道は、これも経験とこれに基礎をおく洞察から出発する。二度の世界大戦を経験した人類は、これを回避するための解答として、世界人権宣言に辿り着いた。その第一条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならぬ。」と明記されている。この世界人権宣言とこれに続く一九六六年の人権規約は、国際連合諸国家の共通の倫理的・法的意識の表現として評価されなければならない。人間の尊厳の問題に関しても当然重要な意味を有するのである。メスナーは、ここで五つほどの含意を述べているが、ここでは五番目に述べられていることだけを紹介する。人権宣言は、人間の尊厳の根拠付けを含んでおり、それは世界観的多元主義の社会において一般的に受容可能 (allgemein annehmbar) である。それは勿論「すべての人間が理性と良心とを授けられている」ということである。「良心についての意見は相違するかもしれない。それでもやはり、公衆の大多数は基本的良心の存在を争わないであろう」 (a. a. O., S. 255)。

この国際法意識の記念碑的宣言と規約の中間期にカトリック社会倫理学上も極めて重要な文書が出ている。それは一九六三年のヨハネス二十三世による『平和回勅』*Pacem in terris* である。その二年

前に既にルガンブワ枢機卿とタンザニア司教団が共同で出した司牧書において、法と正義に関する良心について語っていた。枢機卿は、様々な種族、部族、宗教、イデオロギー、政党からなる社会、即ち、多元社会を前提にして話を進める。この社会では総ての人の理性と法良心に固有のものに訴えることによってしか共通のもの、正義の秩序への道を示すことができない。アフリカ新興諸国では、法良心の基本諸原理を尊重することが国家権力の根本義務である、と (a. a. O., S. 276)。ヨハネス二十三世教皇も、その回勅の中で、法と正義の基本諸原理への理性及び良心の洞察を強調した (a. a. O., S. 277)。

してみると、やはり我々は重い人間的現実として、人間の尊厳の存在を一方では概念化作用とは別に、むしろそれを支える経験として、又他方では、世界的規模での悲惨を反省すること、それも生半可な反省ではない反省を通して、確かに知っていると云わねばならない。

### 結びに代えて

以上きわめて雑駁な所感を述べてきたが、ノイマン教授とは懇話会の前後口頭で最初から忌憚ない意見交換を行うことができ、掘って立つ基本思想が相違するにも拘らず、心地よい議論が終始成り立っていたことを今想い起こしている。

思想の相違を超えて、人間の尊厳という原理を巡って、或いはそ

れを起点及び基点にして様々な問題に相互討論を交えながら取り組んでいきたいと思う。そしてそうした実体験をこの度経験できたことは誠に幸いであった。

尚、人間の尊厳の観点に立つて生命倫理の諸問題に取り組むということ、即ち、生命倫理的考察を行うことは、今日きわめて緊急を要する課題であつて、微力ではあるが、私は昨年懐妊中の胎児殺害、通称「妊娠中絶」の問題について自然法論的立場から考察を試みた。本稿は、体外受精行為について、同様に自然法論的立場からの考察を行った。この拙稿を準備するに当たつて大きな手掛かりを与えられたのは、本文中に引用したロンハイマー教授とメスナー先生の死後編集になる論文集である。ロンハイマー教授の用語によつて体外受精に関する問題の要点を再説すれば、子供を「願望」すること自体は何ら本性に反することではないのだが、子供の生産を「意図」すること、即ち、カント流に言うところ「手段としてのみ」意図することは人間の尊厳に反することであつて、承認できない。これだけのことである。しかも、現代は技術的に可能であれば、なし崩しの技術利用(使用ではない!)に奔走する風潮が蔓延しているかに見える。こうした状況下において小論は誤読されることも承知した上で準備された。

「お断り：懇話会以前にノイマン教授に手渡されていた私の草稿は、本稿の一、及び二、そして三について多少の発言を含んでいた。当日は、時間の都合上、一と二だけにとどめた。三も多少加筆したが、特に四についてはこの度新たに加筆した。」

#### Literaturverzeichnis

- Johannes Bonelli(Hrsg.), *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*, Wien 1992.
- Johannes Bonelli u. Enrique H. Prat(Hrsg.), *Leben — Sterben — Euthanasie?*, 2000 Wien.
- Johannes Messner, *Kulturethik mit Grundlegung durch Prinzipienethik und Persönlichkeitsethik*, Innsbruck-Wien-München 1954.
- Johannes Messner, *Menschenwürde und Menschenrecht: Ausgewählte Artikel*, eingeleitet von Anton Rauscher und Rudolf Weller, Wien-München 2004.
- Günther Pöthner, *Grundkurs Medizin-Ethik*, 2002 Wien.
- Günther Pöthner, Achtung der Würde und Schutz von Interessen, in: *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*.
- Martin Rhonheimer, Zur Begründung sittlicher Normen aus der Natur, in: *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*.